

事 務 連 絡  
平成 30 年 3 月 7 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度に係る Q & A について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 29 年 12 月 27 日付け国民健康保険課長通知「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について」を通知したところですが、本通知に係る Q & A を別紙のとおりまとめましたので、内容について御了知いただき、貴管内の市町村（特別区を含む。）への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。